

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成22年9月10日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社グルメシティ近畿

代表取締役 高月 春美

大阪府吹田市江坂町1丁目18番10号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティヒカリ屋山科店

京都市山科区榎ノ辻草海道町15

（2）変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において	開店時刻 9時	開店時刻 9時
小売業を行う者の開店時	閉店時刻 21時	閉店時刻 21時50分

刻及び閉店時刻		
来客が駐車場を利用することができる時間帯	8時45分～21時30分	8時45分～22時
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所（うち入庫専用1箇所） （位置は変更計画説明書記載）	2箇所 （位置は変更計画説明書記載）

（3）変更年月日

平成22年10月1日

3 届出年月日

平成22年8月31日

4 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間

平成22年9月10日（金）から平成23年1月11日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（3）時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成23年1月11日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)